

軍事同盟でなく平和の共同体を

「戦争法案」阻止緊急アピール

2015年5月16日 京都府アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

安倍内閣は14日午後、「平和安全法制」と称する関連11法案を閣議決定し、15日に国会に提出しました。

この法案は、昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を立法化し、日本を「海外で戦争する国にする」—いわば「戦争法案」です。

憲法第9条のもとで、それを否定する、こんな法律は絶対に許されません。

京都府アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（京都AALA）は憲法破壊の法案の閣議決定と国会提出に抗議し、その成立阻止のための大きな国民的共同に参加し、ともにたたかう決意を明らかにします。

*

安倍首相は14日夕の記者会見で、「70年前、日本人が誓った不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく」と述べました。それがどうして武力行使なのか。それを「平和安全法制」というのはまったくの欺瞞です。

首相はさらに「もはや、一国のみでどの国も自国の安全を守ることはできない」と述べます。しかしそれがなぜ軍事同盟なのか。

世界の大きな流れは、戦争違法化であり、非同盟です。国連加盟国の3分の2以上を占める非同盟諸国は、さらに一歩すすめて、紛争を戦争にしない、平和の共同体づくりに努力を傾けています。

この非同盟諸国会議にオブザーバー参加の資格をもつ日本AALAの一員として、われわれは「軍事同盟ではなく、平和の共同体を」と強く訴えます。

*

「東南アジア諸国連合」（ASEAN）は、ベトナム戦争をはじめとする相互不信と紛争の地域から、信頼醸成の努力を重ね、今や平和の地域共同体として「紛争を戦争にしない」ために大きな役割を果たしています。

その考え方の基本は、平和的手段による安全保障、すべての国を包括、さまざまなレベルの対話と協力・信頼醸成であり、安倍首相の軍事的抑止論とは正反対です。

これこそ日本国憲法の真髄と響き合うものではないでしょうか。

「軍事同盟ではなく、平和の共同体を」—これこそ憲法を活かす道です。

この5月24日、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会は、「平和・協力・繁栄の東アジア共同体づくりをめざして」を掲げ、国際シンポジウムを国連大学を会場に開きます。パネリストは、インドネシア、ベトナム、中国、韓国、日本から6人です。

「戦争法案」阻止の大きな国民的共同に、国際連帯運動の独自の役割も発揮して、とりくむ決意です。

京都府アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

連絡先 〒606-8242 京都市左京区田中高原町9-3 澤居方 京都AALA事務局

電話・FAX 075-722-3134 メール sawai@silver.plala.or.jp (澤居)

ホームページ <http://kyoto-aala.com/>